

開催日：平成 21 年 6 月 30 日

会議名：平成 21 年第 3 回定例会（第 4 日 6 月 30 日）

○（吉田章浩議員） 私のほうから、母子加算廃止での就労・教育支援について質問をさせていただきます。

今回、私は生活保護制度での母子加算が廃止されたことについて、母子家庭でのお母さんの苦悩される新聞記事を目にしました。強田議員もこの 3 月に質疑をされていますが、私自身も実態はどのようになっているのかとの疑問を感じ、一般質問を決意しました。

そのお母さんは新潟県の方で、高 2、中 2、中 1 の子どもを持ち、3 月に会社を解雇され、失業保険と生活保護など計 20 万円で生活を送られています。また、昨年からうつ病になり治療中とのこと。仕事も見つからない状況で、子どもたちは定時制に転校しようか、修学旅行には行かないと気遣う状況とのこと。資料によりますと、母子加算は、1949 年（昭和 24 年）子どもを持つ母子家庭を対象に追加的な栄養が必要との理由から創設され、以後ひとり親に生活費の上乗せとして支給され、右肩上がりの設計で生活保護の基準は引き上げを重ねてきました。

しかし、2004 年に母子加算について検討したところ、食費や被服費、光熱費などの支給額が、生活保護を受けていない一般の母子家庭の平均的な消費水準を上回っているという調査結果が出されました。そこで、母子家庭の多様な課題に適切にこたえとともに、生活保護の真の目的である自立支援という原点に立ち返る観点から、母親への就労援助、子どもたちへの教育支援の給付に転換し、母子加算の給付を廃止されたところです。

具体的に申し上げますと、母子加算の見直しにより、現在の母子家庭の生活保護費は、都市部で未就労の家庭を例に挙げると、子どもが 2 人の場合は家賃等を含め月額約 27 万円、子どもが 1 人の場合は月額 21 万円が支給されています。ほかに、医療費はすべて公費で無料、非課税で社会保険料は免除、保育園の保育料は無料、学校の給食費やワークブックなどの支援措置がとられています。

厚労省の集計によりますと、現在、全体の生活保護受給者は前年 3 月比で 8 万人がふえ、3 月時点で約 165 万 5,000 人ということです。これは、高齢化に加え不況が大きく影響していると考えられています。そのうち、母子家庭は約 10 万世帯に上ります。

そこで以下の質問をいたします。1 問目の質問ですが、何点か質問をさせていただきます。

1、母子加算について検討された際、生活保護を受けていない世帯の母子家庭の平均的な消費水準との比較はどうか。

2、本市における生活保護の受給者数。

3、そのうち、母子加算の対象であった母子の世帯は何世帯だったのでしょうか。

4、高校生は何人いるのでしょうか。

5、本市の現在の支給額はどのようなふうになっているのか、皆さんはどのように分析し、

理解されているのか。

6、また、母子加算廃止に伴って、母子世帯のさまざまな課題にこたえるための就労支援、自立支援策、子ども健全育成のための支援策はどのようになっているのか。

7、就労支援を受けていない方は何人で、その理由は。

8、支援員は何人の体制で対応しているのでしょうか。

9、母子加算廃止は、市から見た評価としてはどうなのか、具体的内容もあわせてお答えをお願いいたします。

〔保健福祉部長（三宅清道）登壇〕

<PAGE="159">

○保健福祉部長（三宅清道） 吉田章浩議員の、生活保護に関しての数点にわたるご質問にお答えいたします。

生活保護制度における母子加算の廃止につきましては、平成16年12月、国の社会保障審議会福祉部会生活保護制度のあり方に関する専門委員会の報告書を受けて、一般母子世帯の消費水準との比較の観点から、厚生労働省が平成17年度より母子加算の見直しを行い、平成21年3月末で生活保護における母子加算は廃止となりました。

母子加算の廃止における考え方として、一般母子世帯の平均的な消費水準の比較については、平成16年7月14日の生活保護制度のあり方に関する専門委員会における資料、全国消費実態調査特別集計では、一般母子世帯、子ども1人世帯の生活扶助相当支出額は、全体平均で家賃を含まず12万1,061円、生活保護の母子世帯、子ども1人では、家賃を含まず13万8,084円で、1万から2万円程度、生活保護世帯のほうが高い結果となり、見直しの一つの根拠となっております。

本市の生活保護受給者数は、平成21年3月末で2,861世帯、4,282人でございます。

母子加算の対象であった世帯は、平成21年3月末で315世帯でございます。

内訳は、子ども1人の世帯116世帯、子ども2人の世帯121世帯、子ども3人以上の世帯78世帯でございます。

高校生の人数は164人でございます。

市で生活保護を受けている母子世帯の現状につきましては、例えば標準的な母子世帯として、中学生1人、小学生1人の3人家族の母子世帯の7月分の扶助額は、家賃、児童扶養手当等を含めると28万2,320円となっております。

また、高校生がいる場合は、高校生の授業料、通学手当等の需要に応じ支給されます。

母子世帯への自立支援策、子どもの健全育成のための支援策につきましては、2名の支援員を配置しております。

自立支援プログラムとして、子どもの育成相談と母等の就労支援により、子どもの養育上の相談、保育所等への入所支援、就労支援を行っております。毎年約300人の方が参加し、平成18年度で180人、平成19年度で77人、平成20年度で61人の方が、

養育上の課題の解消、就労、増収に至り、月3万円以上の就労収入のある方には月額1万円の加算、月3万円未満の就労収入の方、求職支援に参加されている方には月額5,000円の加算をしているところでございます。

就労支援を受けていない方は155人であり、146人の方が病気治療中であり、39人の方は障害がある方でございます。

加算の基準は国の基準でございますが、この支援の取り組みは本市独自の母子世帯への自立支援プログラムであり、厚生労働省より高い評価を受け、5月29日に開催された全国福祉事務所長会議において、先進事例として担当課長が報告をいたしました。

子ども健全育成のための支援策につきましては、平成17年度から高等学校就学費が創設され、高等学校等へ就学する費用として、入学に必要な費用、制服等購入費用、授業料、学級費、通学のための交通費等の給付が開始されました。

また、平成21年7月からは、貧困の再生産や貧困の連鎖の防止の観点から、被保護世帯の子どもに対する教育支援は重要であることから、子どもの学習支援としての参考書、問題集、辞書等の購入費用として、小学生1人月額2,560円、中学生1人月額4,330円、高校生等1人月額5,010円を加算として給付し、ケースワーカー、支援員等が相談業務に当たり、子ども健全育成に取り組んでまいります。

母子加算廃止後の評価につきましては、ひとり親就労促進費や高等学校等就学費の支給、及び平成21年7月から小学生、中学生、高校生への学習支援費の支給も準備されております。母子世帯の生活を助成し、子どもの健全育成が図られるものと考えております。

以上でございます。

<PAGE="160">

○（吉田章浩議員） 2問目の質問ですが、1問目でご答弁いただいた内容で、母子加算廃止の経緯、根拠、高槻市の現状の説明をいただきました。

支援員を2名配置しての自立支援プログラム、子ども育成相談、母等の就労支援により養育上の相談、保育所等への入所支援、就労支援で、多くの方々が養育上の課題が解消され、就労が進み、収入がふえたことなど、本市独自の母子世帯への自立支援プログラムの取り組みは全国でも高い位置にあることを理解しました。

また、貧困の再生産、貧困の連鎖の防止の観点から、この7月から子どもに対する教育支援を実施されるとのことは非常に重要なことだと感じますし、ケースワーカー、支援員等の相談業務が子どもの健全育成に欠かすことができない内容だと感じます。

さて、さらなる課題は、就労支援でのハローワークなどとの細かな連携はできているのか、また父子家庭も含むひとり親家庭就労促進費の対象世帯、就労支援などの制度を受けていない身体障害等の障害を持つ母子世帯の状況、病気療養中の母子世帯への支援はどのようになっているのか。

また、子どもの学習支援費の支給予定状況、高等学校等就学費の支給状況はどのようになっているのか、お示しください。

また、一方で、ひとり親家庭の福祉に携わる子ども部。子ども部も、母子家庭への子どもの健全育成を図られていると思います。いずれの部門も、子どもの健全育成に向けての目的は同じだと思いますが、相談員の数、相談体制など、取り組みの違いはあるのでしょうか。また、部門間での連携は図られているのでしょうか。

以上のご答弁をお願いいたします。

<PAGE="161">

○保健福祉部長（三宅清道） 平成21年6月時点で、ひとり親就労促進費といたしまして、月3万円以上収入のある世帯145世帯に月額1万円の加算、月3万円未満の収入の方、福祉事務所の求職支援に参加されている方15世帯に月額5,000円の加算をしております。

障害1級、2級のある方には月額2万6,850円を、39世帯の母子家庭に加算をしております。

また、病気療養中の母子世帯につきましては、通院治療が必要な場合、管内に限らず、交通費として公共交通機関の交通費、タクシー等の費用を認定し、必要な支援を行っております。

子どもの学習支援といたしましては、平成21年7月から、小学生282人、中学生180人、高校生164人の対象者へそれぞれの加算を行い、給付をしております。

また、高等学校等就学費の支給状況は、平成20年度で年間約3,480万円、高校生1人当たりにつきましては約21万2,000円を支給してまいりました。

相談体制などにつきましては、生活福祉課においては2名の就労支援員と29名のケースワーカーが、315世帯の母子世帯のそれぞれに相談や家庭内面接を行います。支援員、ケースワーカーの人数、家庭内面接が大きな違いであり、子ども部と必要な連携を図っております。

生活保護の本来の目的であります必要な方への適正な保護の実施と、自立を助長させるために、ケースワーカー、各支援員が連携し、貧困の再生産、貧困の連鎖の防止のために、福祉の専門機関として今後とも必要な支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○（吉田章浩議員） ありがとうございます。

目的に合わせた就労支援、学習支援は非常に大事な観点だと感じます。ただ、ケースの中にはさまざまな状況があることも危惧するところでございます。

最後に要望とさせていただきますが、ご答弁にもありましたとおり、生活保護の本来の目的である必要な方への適正な保護の実施と、自立を助長させるために、ケースワーカー、各支援員がしっかり連携いただき、貧困の再生産、貧困の連鎖の防止のために、専門機関として十二分に相談に乗っていただきますようお願いいたします。場合によっては子ども部も含めて、支援員の増員も図り、体制強化の必要もあると思います。

また、今回子ども部からも提案があり、結果を見たとおりでありますが、母子家庭高等技能訓練促進費事業の拡充もされています。母親が自立を目指し、資格取得のため意欲を持って一歩を踏み出せるよう子ども部とも連携を図り、強力なバックアップもお願いいたします。

中には、病弱などの理由で教育訓練や就労支援が受けられない家庭もあります。ハローワークや高槻市の経済界などと連携して、在宅で働ける仕組みもしっかりと検討されてはどうかと感じるところです。

冒頭にご紹介させていただきました記事なども、全国へ高槻発の取り組みをご紹介いただきたいと感じます。

私は、本来の趣旨をしっかりと理解した上で、さまざまな生活状況、生活環境も把握し、思いやりを持って、母子加算にかわる総合的な対応、新たな支援策も必要だと感じるころです。

高槻市としても日常の生活相談の中から気づかれたことなど、大いに国へ要望し取り組んでいただきますことを強く要望して一般質問を終わります。